

調達物品の特記仕様

1. 共通事項

- ①製品は、別紙「仕様書」に記載された品名及び型式の製品とする。
- ②調達物件内訳の品名及び型式に記載されていない製品による応札を希望する際は、いかに記載の基本仕様をすべて満たし、同等以上の品質・性能を有することを証明する資料（カタログ、製品詳細図面、サンプル等）を期日までに提出し、担当者の審査を受けること。尚、製品はカタログ標準品以外の特注品は不可とする。
- ③下記3. に掲げる費用はすべて入札価格に含むこと。

2. 納入、設置及び設定

- ①製品を納入する際は、納入2週間前までに納入、設置及び設定にかかる工程表等を担当者に提出し承認を得ること。尚、納入時期については、他の工事業者や備品納入業者との調整が必要になるので、担当者との打ち合わせを確実に行うこと。
- ②担当者が指定する室内の所定の場所まで納入し設置、設定すること。
- ③組立品については、完成したものを設置すること。
- ④納入、設置及び設定時に要請があった場合は、担当者に対し製品の取り扱い説明を行うこと。

3. 費用

- ①本仕様書の内容を満たすために、本体製品のほかに、別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- ②設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。
- ③組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- ④設置のために別途工事費等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- ⑤転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- ⑥納入、設置及び設定に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。
- ⑦その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。
- ⑧搬入、設置及び設定に必要な養生資材は、受注者により準備を行うこと。

4. 保証期間

検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質等に無償で対応すること。